

募集要項に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1	(1)	ア	(ア)	項目等	質問内容	回答
1								—	

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
1	25	第2	1	(4)	ウ	(イ)	C			排水設備	排水を事業予定地外に排出する際に接続される廃水処理施設は維持管理において、内部に堆積する汚泥の採取を行う設計として設置するような施設を想定されておりますでしょうか。ご教示下さい。	廃水処理施設の処理方法は、排出基準以下にして排水することを前提に、維持管理コストや臭気等の影響も考慮し、事業者にて提案してください。
2	31	第2	2	(1)						残渣処理室	b. 各諸室で発生した残渣等について、配管を用いて残渣庫に運搬するシステムとありますが、検収室側から圧送する場合、配管距離が40m以上となり、配管内での詰まり等のトラブルが過去の案件で多数あります。また、下処理の残渣(野菜の皮等)は、減容できません。給食残渣のみを粉碎処理し、残渣庫へ圧送する専用処理槽を設けることでもよいですか。	第1回要求水準書に関する質問に対する回答No.31参照。
3	32	第2	2	(1)						和え物準備室、和え物室	和え物に使用する食材加熱に「蒸し器」とございますが、こちらはスチームコンベクションオープンでも宜しいのでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.86参照。
4	34	第2	2	(1)						防災用食糧備蓄庫	防災用食糧備蓄庫は多目的広場での災害対応等を考慮し、物資が用意に搬入搬出出来る位置としつつ給食センターとは別棟(多目的広場に設置等)とするご提案もお認め頂けないでしょうか。	防災用食糧備蓄庫と南部学校給食センターは別棟としても構いませんが、当該備蓄食糧は近隣の避難所に運搬しますので車を横づけできるなど容易に搬出できるようにしてください。
5	36	第2	2	(2)						多目的研修室、見学施設	「栄養教諭等の献立試作のための調理スペース」は、部屋としてのご提案もお認め頂けないでしょうか。	部屋としての提案でも構いません。
6	44	第3	3	(4)	エ	(イ)	a	(c)	i)	厨房機器等の脚部及び補強材	厨房機器等の脚部及び補強材に”パイプ材又は角パイプ材を使用すること”とありますが、衛生面で問題なければ、脚部及び補強材は事業者より、各機器に適切な部材を提案させて頂けないでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.130参照。
7	45	第3	3	(4)	エ	(イ)	a	(e)	iii)	厨房機器等のアジャスター部	「床面掃除が簡便に行えるよう、高さを150mm以上とすること」とありますが、作業性を考慮するとあまり機器を高くしない方が良いかとも考えます。片面式の器具消毒保管機や冷蔵庫等の機器も全てアジャスター部は高さ150mm以上となりますでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.131参照。
8	45	第3	3	(4)	エ	(イ)	b	(a)	i)	冷機器	外装、内装ステンレスは、縦型冷蔵庫類の記載で、プレハブ冷蔵庫類は、一般的に使用されているカラー鋼板でよいという理解でよいですか。	第1回要求水準書に関する質問に対する回答No.43参照。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
9	45	第3	3	(4)	工	(イ)	b	(a)	vi)	冷機器	「自動記録装置等により、庫内温度の経時変化を記録できること」とありますが、温度管理システムを導入するという理解で宜しいでしょうか。 その場合、市職員用事務室でのPC管理となりますでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.133参照。
10	45	第3	3	(4)	工	(イ)	b	(a)	vi)	冷機器	冷機器に”自動記録装置等により、庫内温度の経時変化を記録できること”とありますが、箇所につきましては、食材を一定時間保管しておくプレハブ冷凍庫、冷蔵庫など、必要な箇所を事業者で提案するとのことによろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.134参照。
11	46	第3	3	(4)	工	(イ)	b	(c)		熱機器	熱機器とは具体的にはどの機器を示しているのでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.136参照。
12	47	第3	3	(4)	工	(イ)	c	(c)	i)	フライヤー	「芯温測定器が搭載」とありますが、連続式フライヤーでは、加熱調理を行いながら芯温測定を行うことはできないため、食材の芯温測定は、ハンディタイプの芯温計で加熱後に測定すればよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.138参照。
13	47	第3	3	(4)	工	(イ)	c	(d)		蒸し器	蒸し器はボイラーから供給される蒸気を、スチームフィルターを介して使用する蒸しに特化した物であり、時間調理のみで調理中に中心温度を測ったり、温度調節機能を付していない物が一般的に学校給食センターで納入されていると認識しています。スチームフィルターを使用した蒸気による時間調理を行う機種にて選定を行っても宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に関する質問に対する回答No.139参照。
14	47	第3	3	4)	工	(イ)	c	(e)	ii)	真空冷却機	「冷却の開始時刻と終了時刻及び食材温度を記録できること」とありますが、機器本体に記録ではなく、デジタル表示を読み取り、記録するという理解で宜しいでしょうか。 機器本体に記録する機種の場合、カート全体が入る機種(上から下まで開口)となり、蒸し器のラックのみを投入する衛生的な使用にはなりません。また、屋外に冷水チャラーを必要とするなど設備的に必要な物も増え、設置スペース及び維持管理にも大きく負担が掛かりますので、上記機種での選定にてご理解頂けたらと思います。	第1回要求水準書に関する質問に対する回答No.47参照。
15	48	第3	3	4)	工	(イ)	e	(b)	ii)	コンテナ洗浄機	「エアブローや加熱などにより、水滴が確実に除去」と記載がありますが、エアブローだけでは確実に水滴を除去はできません。運用によるスクレーパー等の使用で水滴を落とすことも認めていただけないでしょうか。	第1回要求水準書に関する質問に対する回答No.49参照。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
16	49	第3	3	(4)	エ	(イ)	e	(d)	ii)	器具消毒保管庫	「包丁まな板殺菌庫は、殺菌に効果のある機器(オゾン発生装置付等)であること。」と記載がありますが、オゾンに限定したものでなく衛生的に殺菌消毒できる機器との理解で宜しいでしょうか。	第1回要求水準書に関する質問に対する回答No.50参照。
17	71	第6	3	(6)						和え物調理	和え物にかける調味料やドレッシングは非加熱での使用ですが、調味料計量の際に、使用中の物から計量しても宜しいでしょうか。それとも、和え用として未開封を使用して計量が望ましいでしょうか。	和え物用として未開封を使用し計量することが望ましいと考えます。ただし、和え物以外での使用が少ない酢などは、衛生的に保管し使用することも考えられます。
18	72	第6	3	(8)						果物調理	提供される果物に「すいか」がありますが、玉のサイズによっては一つの食缶に入り切らない場合があります。物資選定後、入荷予定の物を事前にサンプルとしていただくことは可能でしょうか。	入荷予定の物を事前にサンプルとして提供することはできません。サイズについては、前月末の野菜価格協定にて、「4玉入り2L」等決定することとなっています。
19	73	第6	3	(11)	イ					配食	「肉・魚・卵類を取り扱った者は、配食業務を行わないことが望ましい」とありますが、当日の突発的な休みや、怪我人の状況で配食人数の確保が難しい場合、手洗いや白衣の交換など衛生に配慮したうえで、食缶に触れない台車運び等、作業を限定しての配食作業は可能でしょうか。	お見込みのとおり、やむを得ず調理従事者が確保できない場合は、十分に衛生面に配慮したうえで配食作業を行うことは可能です。
20										資料13	(5/13)「さばの野菜あんかけ」、(5/18)「あじの竜田揚げ」、(5/30)「きびなご野菜の南蛮漬け」の工程表において、「粉をまぶす」作業ですが、黄色の色掛けがありませんが、調理作業(揚げ物、焼き物、蒸し物室)エリアでの「肉・魚取扱者」が行う汚染作業と考えて宜しいでしょうか。	あくまで参考資料として添付しておりますが、「肉・魚取扱者」が行う汚染作業となります。下処理室にて作業し、パススルー冷蔵庫を介して非汚染作業区域へ食材が運ばれることが想定されます。
21										資料13	(5/26)「鶏肉のハーブ焼き」の工程表において、「天板に並べる」作業ですが、黄色の色掛けがありませんが、調理作業(揚げ物、焼き物、蒸し物室)エリアでの「肉取扱者」が行う汚染作業と考えて宜しいでしょうか。	No.20参照。
22										資料13	(5/27)「五目卵焼き」の工程表において、「卵と合わせる→天板に流しいれる」作業ですが、黄色の色掛けがありませんが、調理作業(揚げ物、焼き物、蒸し物室)エリアでの「卵取扱者」が行う汚染作業と考えて宜しいでしょうか。	No.20参照。

要求水準書に関する質問に対する回答

No	頁	第1	1.	(1)	ア	(ア)	a	a)	i)	項目等	質問内容	回答
23										資料13	(5/16)「晩柑」、(5/25)「オレンジ」等の果物の工程表において、「消毒→流水洗浄」となっていますが、ここでいう「流水洗浄」とは、下処理室シンクのような、「オーバーフロー式シンク」でのすすぎ洗浄と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

事業者選定基準に関する質問に対する回答

No	本編	別紙 番号	頁	第1	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1		3						<p>評価視点によると、G-1は「緊急時のサポート体制(食中毒・異物混入…)、報告・連絡体制、原因調査について具体的な方策」が問われています。</p> <p>G-4は「食中毒及び異物混入等…事故が発生した場合の事後対応や発生原因究明等の再発防止策」が問われています。</p> <p>この二つの様式をどのように書き分けるかは事業者の判断でよろしいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
2		3						<p>評価視点によると、G-1は「緊急時のサポート体制(…配送車の故障・事故等による道路封鎖、災害等、緊急の事態が発生したときの応急措置など)、報告・連絡体制、原因調査について具体的な方策」が問われています。</p> <p>G-5は「荒天による交通渋滞や交通事故など不測の事態に備えた…方策」が問われています。</p> <p>G-1は緊急事態(不測の事態)発生以後のことを書き、G-5は発生前のことを書けばよいでしょうか。</p>	事業者の提案内容に応じて適宜書き分けて提案してください。

資格審査に関する質問に対する回答

No	本文	様式 番号	1	項目等	質問内容	回答
1					—	

提案審査に関する質問に対する回答

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
1	○		1	(2)		提出部数等	副本には「応募グループ名…を一切記載せず…受付番号を表記する」とあります。様式右上の「応募グループ名:」のところに受付番号を記入すればよいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	○		1	(2)		提出部数等	①様式集(提案審査)に関する質問に対する回答No.10に、「(副本の表紙と提出書類について)応募グループ以外の企業や金融機関の名称など応募グループを特定する恐れがある固有名詞は記載しない」とあります。この回答の趣旨からいえば、応募グループの〇〇建設に対して(下請けの)××建設、(融資行の)△△銀行など固有名詞部分が異なれば応募グループを特定する恐れはないと考えられますので、固有名詞を記載してよいということでしょうか。 ②回答No.41には「(副本の関心表明書等について)金融機関の固有名詞は記載しない」とあります。名称部分が異なり応募グループを特定する恐れはないと考えられても、副本の関心表明書等に金融機関の固有名詞は記載しないということでしょうか。	前段: 副本については、応募グループを特定する恐れのない協力会社等についても固有名詞を記載しないでください。 後段: お見込みのとおりです。
3	○		2			提案審査に関する書類における記載内容の留意点	「各書類の表紙の左上に通し番号(正本分は1/10…を記載すること)」とありますが、各書類とはA4縦長左綴じの2穴ファイルのことでしょうか。そして、その表紙の左上に通し番号を明記するということでしょうか。分類ごとにお示しされている1.~11.の表紙には記載する欄が見当たらず2穴ファイルのことかもしれないと考えましたので、お聞きします。	前段: お見込みのとおりです。 後段: お見込みのとおりです。
4		H-2				地域経済・地域社会への貢献等についての提案	維持管理・運営業務の市内業者への発注額の集計の考え方について、入札参加資格者名簿では「業務委託」は「建設工事」ではなく「物品調達」と同一である点を考えますと「業務委託」の性格は「建設工事」ではなく「物品調達」に近い性格を有していると認識しております。 この点を考慮しますと、業務委託の市内発注額については「1 下請工事における発注額について」と同様に考えるのではなく、「2 資材、什器・備品及び消耗品における調達額について」と同様にしたいのですがいかがでしょうか。	原案のとおりとします。

提案審査に関する質問に対する回答

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
5		I-4				平面図(各階)	平面図について、S=1/200とありますが、「様式集(提案審査に関する質問に対する回答)No.36で配置図の縮尺は適宜変更可との回答をいただいています。同様に平面図についても縮尺は適宜調整としてもよろしいでしょうか。	構いません。
6		I-4				平面図(各階)	平面図について、S=1/200とありますが、「様式集(提案審査に関する質問に対する回答)No.36で配置図の縮尺は適宜変更可との回答をいただいています。同様に平面図についても縮尺は適宜調整としてもよろしいでしょうか。	構いません。
7		I-4				平面図(各階)	本体建物と別棟とする建物(屋外トイレ等)がある場合、施設規模によってはA3判1枚に書ききれないと思いますが、枚数を増やすことはお認めいただけないでしょうか。	縮尺を適宜調整する等により、指定の枚数で記載してください。
8		I-5				立面図(4面)	立面図について、S=1/200とありますが、「様式集(提案審査に関する質問に対する回答)No.36で配置図の縮尺は適宜変更可との回答をいただいています。同様に立面図についても縮尺は適宜調整としてもよろしいでしょうか。	構いません。
9		I-5				立面図(4面)	立面図について、S=1/200とありますが、「様式集(提案審査に関する質問に対する回答)No.36で配置図の縮尺は適宜変更可との回答をいただいています。同様に立面図についても縮尺は適宜調整としてもよろしいでしょうか。	構いません。
10		I-6				断面図	断面図について、S=1/200とありますが、「様式集(提案審査に関する質問に対する回答)No.36で配置図の縮尺は適宜変更可との回答をいただいています。同様に断面図についても縮尺は適宜調整としてもよろしいでしょうか。	構いません。

提案審査に関する質問に対する回答

No	本文	様式番号	1	(1)	①	項目等	質問内容	回答
11		I-6				断面図	断面図について、S=1/200とありますが、「様式集(提案審査に関する質問に対する回答)No.36で配置図の縮尺は適宜変更可との回答をいただいています。同様に断面図についても縮尺は適宜調整としてもよろしいでしょうか。	構いません。
12		I-5, I-6				立面図(4面), 断面図	本体建物と別棟とする建物(屋外トイレ等)がある場合、施設規模によってはA3判2枚に書ききれないと思いますが、枚数を増やすことはお認めいただけませんか。	縮尺を適宜調整する等により、指定の枚数で記載してください。
13		I-7				動線計画図	様式集(提案審査)に関する質問に対する回答で、No.37の質問内容には「来客者、調理従事者の人動線…食材動線等」、No.38には「調理動線」とあります。回答はいずれも「お見込みの通り」となっています。 様式I-7に書くべき動線の種類を改めて教えてください。	野菜類、肉・魚・卵類、米、調味料・乾物などの食材について、下処理や加熱の調理動線を示してください。また、調理従事者等の人員の入出動線についても示してください。
14		K-1, K-2, K-3				初期投資費見積書, 維持管理費及び運営費見積書(年次計画表), 維持管理費及び運営費見積書(内訳表)	様式K-1の4.食缶等の調達に調理備品が含まれていますが、維持管理運営期間の調理備品の補充や更新費用は、①維持管理費(内訳表)の食缶等の更新業務に計上するのではなく、②運営費の運営備品調達業務に計上してもよろしいでしょうか。	構いません。

基本協定書(案)に関する質問に対する回答

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問内容	回答
1								—	

事業契約書(案)に関する質問に対する回答

No	契約書	契約約款	頁	章	節	条	1	(1)	ア	項目等	質問内容	回答
1											—	

事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答

No	別紙 番号	頁	1	(1)	①	ア	(a)	項目等	質問内容	回答
1	4	46	3	(1)				設計及び建設工事等業務のサービス対価の支払い方法について	事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答No.7に関してですが、実施方針P27の資料1 リスク分担表からすると、消費税は「事業者の利益に課せられる税制度」ではないため、「No.3 税制度リスク 上記以外のもの」となり、長期割賦販売等の延払基準が廃止されたことによる消費税の一括払いは、市が対応すべきことと思慮いたします。 一時金支払い時に一括でお支払いいただけないでしょうか。	第1回事業契約書(案)別紙に関する質問に対する回答No.7・9のとおりとします。
2	5	57	3	(1)				維持管理費、運営費及びその他費用	その他費用も改定することが書かれていますが、その他費用にはエージェントフィーや保険料などの構成企業以外への支払いが含まれています。 仮に改定によって減額された場合は支払いが困難となり、事業の継続ができなくなる可能性があります。 その他費用は、改定の対象外としていただけないでしょうか。	その他の費用については、サービスの対価の改定の対象外とするよう、事業契約書(案)を修正します。
3	5	59	3	(2)				光熱水費(表3)	基準値の指数CSPI5について、基準となる指数が将来の指数になっています。そうしますと将来の物価高騰を見込んで上限価格を設定されたと考えられます。過去の物価変動ですと大勢に影響はないかと思いますが、現在の物価変動ですと大変大きな違いがおきるかと思えます。この部分の指数において、上限価格を設定した際の年月若しくは入札時の公表されている指数と変更を願えませんでしょうか。	初回改定時の基準となる指数を、すでに確定している指数となるよう事業契約書(案)を修正します。
4	5	59	3	(2)				光熱水費(表3)	基準値の指数CSPI5について、現在、光熱水費が、高騰し、この質疑提出日から提案書提出日までさえ、電気代で2割以上の高騰が予想されています。この高騰の原因が続く限り、物価上昇が続くと思われれます。例えば8月までとはいえ、これを事業者で見込むことは不可能かと思えます。よって、上限価格を設定した際の光熱水費を公表いただき、全事業者、同条件にできませんでしょうか。	熱源や各インフラの供給事業者の選定は事業者の提案に委ねており、光熱水費を同一条件とした場合に事業者の自由な提案を抑制する恐れがあるため原案のとおりとします。